

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区青少年委員会（以下「委員会」という。）が青少年の健全育成を目的に行う事業（以下「事業」という。）に対し、助成金を交付し、事業の推進を図るとともに、委員会の活動を支援し、事業の運営に寄与することを目的とする。

(対象事業)

第 2 条 助成の対象事業は、青少年の健全育成に資することを目的とし、営利を目的としない事業とする。

(交付額)

第 3 条 助成金の交付額は前条に掲げる事業に要する経費の一部とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第 4 条 助成金を受けようとする者は、助成金交付申請書（第 1 号様式）に事業実施計画等に関する収支予算書を添えて、区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 区長は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、交付することが適当と認めるときは交付の決定を行い、助成金交付決定書（第 2 号様式）を当該の申請をした者（以下「交付対象者」という。）に送付するものとする。

2 区長は、前項の規定による交付決定に関し、必要な条件を付することができる。

(請求書の提出)

第 6 条 交付対象者は、前条に規定する助成金の交付決定通知を受けたときは、すみやかに請求書（第 3 号様式）を区長に提出しなければならない。

(執行状況報告)

第 7 条 区長は、事業の執行状況について、交付対象者に対し報告を求めることができる。

(助成事業の中止または廃止)

第 8 条 交付対象者は、天候等の理由により助成事業を中止し、または廃止しようとするときには、第 4 号様式による助成事業中止（廃止）届出書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項による届出があった場合にはその内容を審査し、また必要に応じ調査を行い、適当と認める場合には、交付対象者あて通知するものとする。

(是正命令)

第 9 条 区長は、交付対象者の報告等により、交付決定の内容またはこれに付した条件に従って助成対象事業が執行されていないと認めるときは、これらに従って当該助成対象事業を遂行すべきことを勧告することができる。

(実績報告書の提出)

第 10 条 交付対象者は、事業終了後（天候等の理由により助成事業の中止の承認を受けた場合を含む。）すみやかに事業実績報告書（第 5 号様式）に事業実績および収支決算書を添えて、区長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第 11 条 区長は、前条の規定により実績報告書等を受けた場合は、これを調査し、助成対象事業が助

成金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、確定通知書（第6号様式）により交付対象者に通知する。

2 前項の規定による調査の結果、助成対象事業の成果が助成金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成対象事業につきこれに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

3 前条の規定は、前項の命令により交付対象者が必要な処置をした場合について準用する。

（助成金の経理等）

第12条 交付対象者は、助成金の収入、支出に関する記録を整備し、経理および助成対象事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

（決定の取消し）

第13条 区長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（1） いつわり、その他不正の手段により交付決定を受けたとき。

（2） 助成金を他の用途に使用したとき。

（3） 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

（4） 第7条に規定する区長からの報告の求めに応じないとき。

（助成金の返還および違約金）

第14条 区長は、第11条の規定により交付対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに当該交付決定に基づく助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

3 前項の規定により区長が助成金の返還を命じたときは、交付対象者は品川区補助金等交付規則に基づく違約金を納付しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱の実施について必要な事項は、別に子ども未来部長が定める。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。